

○国土交通省告示第二十七号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第十八条第一項から第三項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年一月二十八日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示の一部を改正する告示

（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示の一部改正）

第一条 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示（平成二十九年国土交通省告示第千百五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

名 出 綴	名 出 編
<p>道路運送車両法 (昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。) 第六十三条の三第一項の規定によりされた届出 (以下「リコール届出」という。) のうち当該リコール届出に付された番号が次の各号に掲げるものに該当するものに係る自動車であつて、当該リコール届出に係る改善措置が講じられていないものについては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 (平成十四年国土交通省告示第六百十九号) 第七十八条第一項、第八項及び第九項の規定にかかわらず、法第五十九条第一項の新規検査、第六十二条第一項の継続検査、第六十三条第二項の臨時検査、第六十七条第三項の構造等変更検査又は第七十一条第一項の予備検査において、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第百七十八条第一項、第八項及び第九項に規定する基準に適合しないものとして取り扱うものとする。ただし、当該リコール届出に付された番号が第三十四号、<u>第四十七号、第四十八号、第五十号、第五十二号、第五十三号、第六十三号、第六十四号、第六十六号、第九十四号、第九十六号又は第九十九号から第百一号</u>までに掲げるものに該当するリコール届出に係る自動車であつて、<u>平成二十五年四月一日以降に製作されたもの</u>については、この限りでない。</p> <p>一～四十九 (略)</p> <p><u>五十一</u> 3776 <u>五十二</u> 3826 <u>五十三</u> 3832 <u>五十四</u> 3839 <u>五十五</u> 3889 <u>五十六</u> 3911 <u>五十七</u> 3932 <u>五十八</u> 3935 <u>五十九</u> 3972</p>	<p>道路運送車両法 (昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。) 第六十三条の三第一項の規定によりされた届出 (以下「リコール届出」という。) のうち当該リコール届出に付された番号が次の各号に掲げるものに該当するものに係る自動車であつて、当該リコール届出に係る改善措置が講じられていないものについては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 (平成十四年国土交通省告示第六百十九号) 第七十八条第一項、第八項及び第九項の規定にかかわらず、法第五十九条第一項の新規検査、第六十二条第一項の継続検査、第六十三条第二項の臨時検査、第六十七条第三項の構造等変更検査又は第七十一条第一項の予備検査において、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第百七十八条第一項、第八項及び第九項に規定する基準に適合しないものとして取り扱うものとする。ただし、当該リコール届出に付された番号が第三十四号、<u>第四十二号、第四十三号、第四十七号又は第四十八号</u>に掲げるものに該当するリコール届出に係る自動車であつて、<u>平成二十三年四月一日以降に製作されたもの</u>については、この限りでない。</p> <p>一～四十九 (略)</p> <p>(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</p>

五十九 3988  
六十 4012  
六十一 4017  
六十二 4018  
六十三 4144  
六十四 4178  
六十五 4224  
六十六 4228  
六十七 4236  
六十八~九十二  
九十三 外-2348  
九十四 外-2355  
九十五 外-2374  
九十六 外-2397  
九十七 外-2398  
九十八 外-2511  
九十九 外-2552  
百 外-2579  
百一 外-2625  
百二 外-2629

(略)

(新設)  
 (新設)  
 (新設)  
 (新設)  
 (新設)  
 (新設)  
 (新設)  
 (新設)  
 (新設)  
 (新設)  
 (新設)  
五十一~七十四  
 (新設)  
 (新設)  
 (新設)  
 (新設)  
 (新設)  
 (新設)  
 (新設)  
 (新設)  
 (新設)  
 (新設)

(略)

(道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示の一部改正)

第二条 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、前条の規定による改正後欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、前条の規定による改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で前条の規定による改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

名 出 発	種 類 の 限 定 に よ る 名 出 発
<p>道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第六十三条の三第一項の規定によりされた届出（以下「リコール届出」という。）のうち当該リコール届出に付された番号が次の各号に掲げるものに該当するものに係る自動車であつて、当該リコール届出に係る改善措置が講じられていないものについては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）第七十八条第一項、第八項及び第九項の規定にかかわらず、法第五十九条第一項の新規検査、第六十二条第一項の継続検査、第六十三条第二項の臨時検査、第六十七条第三項の構造等変更検査又は第七十一条第一項の予備検査において、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第百七十八条第一項、第八項及び第九項に規定する基準に適合しないものとして取り扱うものとする。ただし、当該リコール届出に付された番号が<u>第五十三号から第五十五号まで、第六十五号、第七十四号、第一百十号、第一百十五号、第一百十六号、第一百十九号又は第二百十号</u>に掲げるものに該当するリコール届出に係る自動車であつて、<u>平成二十七年四月一日以降</u>に製作されたものについては、この限りでない。</p>	<p>道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第六十三条の三第一項の規定によりされた届出（以下「リコール届出」という。）のうち当該リコール届出に付された番号が次の各号に掲げるものに該当するものに係る自動車であつて、当該リコール届出に係る改善措置が講じられていないものについては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）第七十八条第一項、第八項及び第九項の規定にかかわらず、法第五十九条第一項の新規検査、第六十二条第一項の継続検査、第六十三条第二項の臨時検査、第六十七条第三項の構造等変更検査又は第七十一条第一項の予備検査において、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第百七十八条第一項、第八項及び第九項に規定する基準に適合しないものとして取り扱うものとする。ただし、当該リコール届出に付された番号が<u>第三十四号、第四十七号、第四十八号、第五十号、第五十二号、第五十三号、第六十三号、第六十四号、第六十六号、第九十四号、第九十六号又は第九十九号から第一百一号まで</u>に掲げるものに該当するリコール届出に係る自動車であつて、<u>平成二十五年四月一日以降</u>に製作されたものについては、この限りでない。</p>
<p>一～五十二（略）  <u>五十二</u> 3833  <u>五十三</u> 3838  <u>五十四</u> 3838  <u>五十五～六十九</u>（略）  <u>七十</u> 4288  <u>七十一</u> 4290  <u>七十二</u> 4338  <u>七十三</u> 4364  <u>七十四</u> 4414  <u>七十五</u> 4527</p>	<p>一～五十二（略）  （新設）  （新設）  （新設）  <u>五十三～六十七</u>（略）  （新設）  （新設）  （新設）  （新設）  （新設）  （新設）</p>

<u>七十六</u>	4528	(新設)
<u>七十七</u>	4556	(新設)
<u>七十八</u>	4595	(新設)
<u>七十九</u> ~ <u>百十三</u>	(略)	<u>六十八</u> ~ <u>百二</u> (略)
<u>百十四</u>	外-2675	(新設)
<u>百十五</u>	外-2768	(新設)
<u>百十六</u>	外-2798	(新設)
<u>百十七</u>	外-2811	(新設)
<u>百十八</u>	外-2812	(新設)
<u>百十九</u>	外-2819	(新設)
<u>百二十</u>	外-2824	(新設)
<u>百二十一</u>	外-2875	(新設)
<u>百二十二</u>	外-2876	(新設)
<u>百二十三</u>	外-2877	(新設)
<u>百二十四</u>	外-2878	(新設)

(道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示の一部改正)

第三条 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、前条の規定による改正後欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)

は、前条の規定による改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で前条の規定による改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正の要する改正後
<p>道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第六十三条の三第一項の規定によりされた届出（以下「リコール届出」という。）のうち当該リコール届出に付された番号が次の各号に掲げるものに該当するものに係る自動車であつて、当該リコール届出に係る改善措置が講じられていないものについては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）第七十八条第一項、第八項及び第九項の規定にかかわらず、法第五十九条第一項の新規検査、第六十二条第一項の継続検査、第六十三条第二項の臨時検査、第六十七条第三項の構造等変更検査又は第七十一条第一項の予備検査において、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第百七十八条第一項、第八項及び第九項に規定する基準に適合しないものとして取り扱うものとする。</p> <p>一～百十五（略）            百十六 外-2797            百十七～百二十二（略）            百二十一 外-2833            百二十三～百二十六（略）</p>	<p>道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第六十三条の三第一項の規定によりされた届出（以下「リコール届出」という。）のうち当該リコール届出に付された番号が次の各号に掲げるものに該当するものに係る自動車であつて、当該リコール届出に係る改善措置が講じられていないものについては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）第七十八条第一項、第八項及び第九項の規定にかかわらず、法第五十九条第一項の新規検査、第六十二条第一項の継続検査、第六十三条第二項の臨時検査、第六十七条第三項の構造等変更検査又は第七十一条第一項の予備検査において、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第百七十八条第一項、第八項及び第九項に規定する基準に適合しないものとして取り扱うものとする。ただし、当該リコール届出に付された番号が<u>第五十三号から第五十五号まで、第六十五号、第七十四号、第一百十号、第一百十五号、第一百十六号、第一百十九号又は第二百十号に掲げるものに該当するリコール届出に係る自動車であつて、平成二十七年四月一日以降に製作されたものについては、この限りでない。</u></p> <p>一～百十五（略）            （新設）            百十六～百二十一（略）            （新設）            百二十一～百二十四（略）</p>



## 附 則

この告示は、令和二年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 令和四年五月一日
- 二 第三条の規定 令和六年五月一日